

【個別事業】 1 営業施設等の衛生環境の確保

事業名等	現況(平成17年度末見込)	区分	22年度目標・考え方	18~22年度の整備(事業)量
(1)食品営業業者への指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・業態別一斉監視 7,500件/年 ・食品の収去検査 1,261件/年 ・業態別講習会 37回(1,642名)/年 	<ul style="list-style-type: none"> 充実 	<p>①食品関係営業者に対する指導の充実 食中毒が発生しやすい業態や規格基準の定められた食品添加物を使用する製造業等を重点業種として、飲食に起因する健康危害や法違反を未然に防止することを目的に一斉監視指導を行います。また、講習会時には、監視時の状況や検査結果を踏まえた注意指導や最新の食品衛生の情報を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業態別一斉監視 7,500件/年 食品の収去検査 1,270件/年 業態別講習会 37回(2,000名)/年
	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生自治指導員講習会 	<ul style="list-style-type: none"> 充実 	<p>②自主管理体制の積極的推進 平成15年の食品安全基本法の施行および食品衛生法改正に伴い、食品関連事業者の責務が規定されました。また、東京都においても食品安全条例を施行し、自主的衛生管理の推進を図っています。練馬区食品衛生協会や食品衛生推進員と連携し、自主管理の確立を目的とした指導や情報提供を行うと同時に東京都自主管理認証制度に関する情報提供を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生自治指導員講習会 1回(120名)/年 自治指導員による巡回指導 600件/年 食品衛生実務講習会 1回(800名)/年 食品衛生推進員会議 1回(16名)/年 自主管理認証制度に関する情報提供:随時
	<ul style="list-style-type: none"> ・収去検査34件/年 	<ul style="list-style-type: none"> 充実 	<p>③輸入食品安全情報の収集と対策の実施 検疫所ならびに東京都健康安全研究センター輸入食品監視班から情報収集を行い、動向を把握すると同時に区民に情報提供を行います。スーパーマーケットの一斉監視の際には、必要に応じて収去検査を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 輸入食品安全情報の掲載「ねりま食品衛生だより」年1回 ホームページ 随時 収去検査 40件/年
生活衛生課				
(2)特定給食施設等指導事務	<ul style="list-style-type: none"> ・特定給食施設技術講習会 1回40施設 食品衛生講習会 8回 特定給食施設巡回指導・来所指導 120回 栄養報告提出 4回 605施設 	<ul style="list-style-type: none"> 充実 	<p>特定給食施設(介護保険施設、病院、事業所、児童福祉施設、社会福祉施設等)が安心・安全な給食が提供できるように、給食管理運営や衛生管理方法を指導・助言します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定給食施設技術講習会 1回 80施設 食品衛生講習会 8回 特定給食施設巡回指導・来所指導 200回 栄養報告の提出 4回 700施設
生活衛生課				

事業名等	現況(平成17年度末見込)	区分	22年度目標・考え方	18~22年度の整備(事業)量
(3)健康食品等の表示の適正化指導の充実 健康推進課 保健予防課	・電話相談や来所相談、保健所ホームページ掲載 ・業者指導100件	充実 充実	①「保健機能食品」等の適切な利用のための普及啓発 健康食品についての安全性・有効性や食品の表示について、区報やホームページ等で情報提供を推進します。 ②「保健機能食品」等の表示の適正化 製造・販売者に対しては、安全な食品の製造・表示をするように指導・助言します。	あらゆる機会を通して区民に情報提供を推進していきます。 業者指導200件
(4)薬事監視事務 生活衛生課	・17年度から薬局、麻薬小売業、薬種商、管理医療機器販売等の事務が都から委譲されました。組織改正を行い、医務薬事係を立ち上げました。 医薬品一般販売業85 特例販売業 10 薬種商 40 薬局 230 麻薬小売業 120 管理医療機器販売業1,300 医薬品収去検査5品目	充実	医薬分業の進展に伴い、調剤薬局の増加が見込まれます。医薬品の安全性に関して区民の意識は高くなっています。そのため、医薬品に関する専門的な知識をもった薬事監視員の養成が必要です。営業施設の監視データを活用し、監視の効率化を図ります。医務薬事係の利点を生かし、医療監視との一体化を図ります。	医薬品等に起因する保健衛生上の事故がないようにします。医薬品の収去検査については、都区間で協議調整し、重複のないようにします。管理医療機器販売業については、届出を徹底させます。
(5)毒物劇物販売業者の登録、監視指導事務 生活衛生課	・17年度から毒物業務上取扱者に関する事務が都から委譲された。農薬用品目販売業者、トルエン取扱業者、シアン取扱業者については、一斉監視を毎年実施している。 一般販売業 170施設 特定品目販売業 26施設 農薬用品目販売業 5施設 業務上取扱者要届出 5施設	充実	非届出業務上取扱者の実態を把握します。販売業者、取扱業者の取扱品目をデータベース化し、事故時に迅速な対応がとれるようにします。	盗難や漏洩事故等を未然に防止するため、保管管理を徹底させます。

事業名等	現況(平成17年度末見込)	区分	22年度目標・考え方	18~22年度の整備(事業)量
(6)医療監視事務 生活衛生課	・医療関係施設(診療所534歯科診療所451施術所507歯科技工所140助産所24衛生試験所1)に関して監視業務を行っている。	充実	各種申請や届出に対し、迅速かつ的確に対応し、新規開設及び構造変更等があった場合には、現地確認を行います。また、法令に違反した施設が開設されないように事前の相談なども積極的に行っていきます。	薬事監視担当との連携を深め、医療に関する安全確保に努めていきます。
(7)環境衛生指導事務(監視指導事務) 生活衛生課	・環境衛生関係法令に基づき、許可、届出、監視指導業務を行っている。	充実	社会状況に適合した、重点的で迅速な監視体制を確立し、衛生水準の確保、施設利用者の衛生的安全を図ります。	立入検査で、立入施設数に対し、衛生基準に適合した施設数の割合を90パーセント以上に保ちます。